

# ローンカード規定

朝日新聞信用組合

## ローンカード規定

### 1. (カードの利用)

カードローン契約に基づいて発行したローンカード（以下「カード」という。）は、当該カードローン口座について、次の場合に利用することができます。

- (1) 当組合および当組合がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「支払提携先」という。）の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含む。以下「支払機」という。）を使用してカードローンの貸越を受ける（以下「借入」という。）場合
- (2) 当組合および当組合がオンライン現金自動預金機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下「預入提携先」という。）の現金自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含む。以下「預金機」という。）を使用してカードローン臨時返済をする（以下「返済」という。）場合
- (3) 当組合および支払提携先のうち当組合がオンライン現金自動支払機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等（以下「振込提携先」という。）の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含む。以下「振込機」という。）を使用して振込資金をカードローン口座からの振替により出金し、振込の依頼をする場合
- (4) その他当組合所定の取引をする場合

### 2. (支払機による借入)

- (1) 支払機を使用して借入をする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 支払機による借入は、支払機の機種により当組合または支払提携先所定の金額単位とし、1回あたりの借入は、当組合または支払提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの借入は当組合所定の金額の範囲内とします。
- (3) 支払機を使用して借入をする場合に、借入金額と第5条第2項の自動機利用手数料金額との合計額が借入することのできる金額を超えるときは、その借入はできません。

### 3.(預金機による返済)

- (1) 預金機を使用して返済をする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカードを挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) 預金機による返済は、預金機の機種により当組合または預入提携先所定の種類の

紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの返済は、当組合または預入提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。

#### 4. (振込機による振込)

- (1) 振込機を使用して振込資金をカードローン口座からの振替により借入、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合におけるカードローンの借入については、払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 前項の振込依頼をする場合における1回あたりの振込は、当組合または振込提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの振込は当組合所定の金額の範囲内とします。
- (3) 振込機を使用して振込資金をカードローン口座からの振替により借入、振込の依頼をする場合に、振込金額と第5条第2項の自動機利用手数料金額および同条第4項の振込手数料金額との合計額が借入することのできる金額を超えるときは、その振込はできません。

#### 5. (自動機利用手数料等)

- (1) 支払機または振込機を使用して借入をする場合には、支払提携先所定の支払機・振込機の利用に関する手数料をいただきます。
- (2) 預金機を使用して返済する場合には、預入提携先所定の預金機の利用に関する手数料(前項の手数料とこの手数料を総称して、以下「自動機利用手数料」という。)をいただきます。
- (3) 自動機利用手数料は、借入または返済時に、払戻請求書なしで、その借入をしたローン口座により自動的に貸越を行い引落とします。なお、預入提携先または支払提携先の自動機利用手数料は、当組合から預入提携先または支払提携先に支払います。
- (4) 振込手数料は、振込資金のカードローン口座からの借入時に、払戻請求書なしで、その借入をしたカードローン口座により自動的に貸越を行い引落とします。なお、振込提携先の振込手数料は、当組合から振込提携先に支払います。

#### 6. (カード・暗証の管理等)

- (1) 当組合は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当組合が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当組合所定の方法により確認のうえ取り扱いをいたします。
- (2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は、生年月日・電話番号

号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当組合に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる借入停止の措置を講じます。

- (3) カードの盗難にあった場合には、当組合所定の届出書を当組合に提出してください。

#### 7. (偽造カード等による借入等)

偽造または変造カードによる借入については、本人の故意による場合または当該借入について当組合が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当組合が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

この場合、本人は、当組合所定の書類を提出し、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当組合の調査に協力するものとします。

#### 8. (盗難カードによる借入等)

- (1) カードの盗難により、他人に当該カードを不正利用され生じた借入については、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当組合に対して当該借入にかかる損害（手数料や利息を含む。）の額に相当する金額の補てんを請求することが出来ます。

- ① カードの盗難に気づいてからすみやかに、当組合への通知が行われていること
- ② 当組合の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
- ③ 当組合に対し、警察署に被害届を提出していることその他盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

- (2) 前項の請求がなされた場合、当該借入が本人の故意による場合を除き、当組合は、当組合へ通知が行われた日の30日（ただし、当組合に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とする。）前の日以降になされた借入にかかる損害（手数料や利息を含む。）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」という。）を補てんするものとします。

ただし、当該借入が行われたことについて、当組合が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当組合が証明した場合には、当組合は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

- (3) 前2項は、第1項にかかる当組合への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた

不正な借入が最初に行われた日) から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4) 第2項にかかわらず、次のいずれかに該当することを当組合が証明した場合には、当組合は補てん責任を負いません。

① 当該借入が行われたことについて当組合が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

A. 本人に重大な過失があることを当組合が証明した場合

B. 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など）によって行われた場合

C. 本人が、被害状況についての当組合に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合

② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカード盗難にあった場合

#### 9. (カードの紛失、届出事項の変更等)

(1) カードを紛失した場合または氏名、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当組合所定の方法により当組合に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

(2) 暗証は、第1項によるほか、当組合所定の自動機を使用して変更することが出来ます。自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカードを挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を入力してください。この場合、第1項による届出の必要はありません。

#### 10. (カード再発行等)

(1) カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当組合所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

(2) カードを再発行する場合には、当組合所定の再発行手数料をいただきます。

#### 11. (預金機・支払機・振込機への誤入力等)

預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当組合は責任を負いません。なお、預入提携先の預金機、支払提携先の支払機、振込提携先の振込機を使用した場合の預入提携先、支払提携先または振込提携先の責任についても同様とします。

#### 12. (解約、カードの利用停止等)

- (1) カードローン契約を解約する場合またはカードの利用をとりやめる場合には、そのカードを当組合に返却してください。未処理取引のある場合は、その取引が終了するまで解約を延期させていただく場合があります。
- (2) カードの改ざん、不正利用など当組合がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当組合からの請求がありしだい、直ちにカードを当組合に返却してください。
- (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当組合の窓口において当組合所定の本人確認書類の提示を受け、当組合が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
  - ① 第12条に違反した場合
  - ③ カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当組合が判断した場合

### 1 3. (譲渡、質入れ等の禁止)

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

### 1 4. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、カードローン契約書の規定および当座貸越規程、キャッシュカード規定により取扱います。

### 1 5. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、民法第548条の4の規定により、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

## 附則

1. この規定は、2020年11月26日制定、施行。

以 上